

平戸市農業委員会からの農家の皆さんへのお知らせ

「大地のめぐみ」



農地の貸借の相談は農業委員会へ

法律に基づく手続をしていない農地の貸借は公に効果が無く、権利や義務が主張できないことがあります。トラブルを避けるため、農地の貸借は下記の法律に基づき、必ず農業委員会を通して行いましょう。農地の貸借を行いたい人は、まずは農業委員会へご相談下さい。

根拠法令など	制度の特徴
農地法第3条	貸借の許可をうけるもので、解約時にも許可が必要です。
農業経営基盤強化促進法	法の制度により貸借を行うことを「利用権の設定」といい、利用権の期間満了後は自動的に契約が解除されます。
農地中間管理制度	農地を貸借する際に、一度、長崎県農業振興公社へ預け公社を通して利用権の設定を行う方法。貸主は確実な賃料の収入が期待でき、借主は周辺農地に規模拡大したい場合などに公社を通して農地の貸借を行うことができます。(担当:農林課)



農地に関する意向調査を実施します

6月から10月にかけて、市内の農地の状況を確認する「利用状況調査」を実施しました。今年度も農地の概況を把握することができました。ご協力いただいた市民の皆さん、ありがとうございました。

調査の結果を受けて、市内にある一部の休耕農地を対象として「農地利用意向調査」を行う予定です。この調査は、休耕農地のこれからの耕作に関する意向を農地所有者へ確認するものです。11月末ごろ、農地所有者へ調査票を発送する予定ですので、調査票が届いた場合はご協力をお願いします。

農業者年金があなたの老後をサポート

少子高齢化に強い、積立方式の確定拠出型の年金で、農業に従事する人で下記の要件に該当する場合は加入することができます。

- ①国民年金第1号被保険者②年間60日以上農業に従事③20歳以上60歳未満の人
- ◎税制優遇措置があります。保険料は全額、社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の節税につながります。
- ◎終身年金で80歳まで年金は保証。また加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合は「死亡一時金」の制度があります。
- ◎一定の条件を満たすと保険料の国庫補助が受けられます。

全国農業新聞購読者募集

地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが、発行する週刊(月4回金曜日発行)の農業総合専門誌です。購読希望の人は、農業委員会事務局または、地区農業委員へご相談ください。

月額 **700**円



問い合わせ先 平戸市農業委員会総務農地班 ☎22-9172



GO TO SNS IN HIRADO

～写真や動画を投稿して平戸をPRしよう!～

コロナに負けるな!!

SNSを使ってみんなで平戸を応援しよう!!

平戸の「観光名所」「食べ物」「見所」などをinstagram・facebook・twitter・LINEなどのSNSを利用して情報発信をしていただいた人に謝礼をお支払いいたします。

- 参加者 ▶ 特設サイトにて投稿方法を確認
- ▶ 参加者のSNSで画像・映像を投稿
 - ▶ 専用フォームにて参加条件に同意
 - ▶ 申し込み必要事項を入力
 - ▶ 投稿したURLを入力

- 事務局 ▶ 投稿の内容を確認
- ▶ 電子マネーのみ支払います
 - ▶ 画像1投稿あたり50円(上限100投稿/人)
 - ▶ 映像1投稿あたり100円(上限50投稿/人)

※電子マネーはPayPay・LINEPayを予定しています。

- 1回の申し込みは10投稿までとします。
 - 本事業に合致しない投稿は謝礼をお支払いできません。
 - 投稿した内容・肖像権・著作権に関しては参加者の責任となります。
 - 謝礼の受取の環境整備は参加者負担となります。
- 詳しくは特設サイトをご覧ください。

主催：平戸市観光課 0950-22-9140

お問い合わせ：GO TO SNS in HIRADO 事務局 080-2784-6401



▼特設サイトQR▼



ドローン映像も同時募集! 詳しくは特設サイトへ